枚方市教育委員会規則第 号

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則

(枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則(平成10年枚方市教育委員会規則第1号)の一部を 次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

部	室	課
総合教育部		教育政策課
	まなび舎整備室	施設建築課
		施設設備課
		施設管理課
		学校安全課
		おいしい給食課
学校教育部	教育支援推進室	
		教職員課
		教育指導課
		教育研修課
		放課後子ども課

第3条の表教育政策課の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号から第26号までを3号ずつ繰り上げ、第27号を削り、第28号を第24号とし、同項に次の7号を加える。

- (25) 社会教育に係る調査研究、企画、立案及び総合調整並びに振興に関すること。
- (26) 家庭教育に関すること。
- (27) 成人教育に関すること。ただし、市長の事務部局の職員に補助執行させるものを除く。
- (28) 子ども・青少年に対する社会教育に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (29) 社会教育における人権教育に関すること。ただし、市長の事務部局の職員に補助執行させるものを除く。
- (30) はたちのつどいに関すること。
- (31) 社会教育委員に関すること。
- 第3条の表まなび舎整備室の項を次のように改める。

まなび舎整備室施設建築課

- (1) 学校及び幼稚園(以下「学校園」という。)並びに学校給食共同調理場に係る施設(以下「学校園等施設」という。)の新設、改良、保全、災害復旧及び補修に係る工事の設計及び施行に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- 第3条の表まなび舎整備室の項の次に次のように加える。

まなび舎整備室施設設備課

(1) 学校園等施設の新設、改良、保全、災害復旧及び補修に係る工事の設計及び施行(電気設備及び機械設備に係るものに限る。) に関すること。

- (2) 学校園等施設の定期点検の調整(電気設備及び機械設備に係るものに限る。)に関すること。
- (3) 学校園に係る施設(以下「学校園施設」という。)の整備に係るPFI事業(空調設備に係るものに限る。)に関すること。

まなび舎整備室施設管理課

- (1) 学校園等施設の定期点検の調整に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 学校園等施設の環境整備に関すること。
- (3) 学校園施設の整備計画に関すること。
- (4) 学校園施設に係る国又は大阪府への補助金の申請等に関すること。
- (5) 学校園用地及び学校園関連用地の管理に関すること。
- (6) 学校園の目的外使用許可に関すること。
- (7) 学校園施設の整備に係るPFI事業に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。 第3条の表学校規模調整課の項中「学校規模調整課」を「学校安全課」に改め、同項中第6号 を第12号とし、第1号から第5号までを6号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第6号までとして 次の6号を加える。
 - (1) 学校園の安全(通学路に係るものを含む。)に係る企画、立案及び対策に関すること。
 - (2) 防災・防犯等の安全教育に関すること。
 - (3) 安全指導に関すること。
 - (4) 学校管理下における災害共済給付制度に関すること。
 - (5) 学校安全に係る家庭、地域、学校等との連携に関すること。
 - (6) 学校園施設の警備及び防災に関すること。
- 第4条の表学務課の項中「学務課」を「教育支援推進室」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同項に次の6号を加える。
 - (7) 教育相談に関すること。
 - (8) 学校教育における人権教育に関すること。
 - (9) 支援教育に関すること。
 - (10) 生徒指導に関すること。
 - (11) 学校いじめ対策審議会に関すること。
 - (12) 枚方市PTA協議会との連絡調整に関すること。
 - 第4条の表児童生徒支援室の項を削り、同表教育指導課の項に次の1号を加える。
 - (4) 学校園における情報化の推進に関すること。
 - 第4条の表教育研修課の項の次に次のように加える。

放課後子ども課

- (1) 留守家庭児童会室に関すること。
- (2) 放課後等における児童の育成支援に関すること。
- (3) 児童の放課後対策審議会に関すること。

第5条を次のように改める。

(総務担当課)

第5条 次の表の左欄に掲げる室又は課は、同表の右欄に掲げる部の総務に関する事務を担当するものとする。

室又は課	部
教育政策課	総合教育部
教育支援推進室	学校教育部

- 2 前項の部の総務に関する事務を例示すると、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 部における施策の企画及び調整、事務事業の進行管理並びに事務改善に関すること。
 - (2) 部内の事務の所管の調整に関すること。
 - (3) 部内の予算の調整、経常経費(市長が別に定めるものに限る。)に係る予算案の作成及び執行状況の把握に関すること。
 - (4) 部の庶務及び部内の庶務の総括に関すること。

(教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則(昭和57年枚方市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、社会教育部長」を削り、「、社会教育部次長、おいしい給食課長、文化財 課長及びスポーツ振興課長」を「及びおいしい給食課長」に改める。

第3条第2項中「社会教育部長」を「総合教育部長」に改める。

第4条第2項から第5項までを次のように改める。

- 2 総合教育部長の事務分掌は、学校給食共同調理場及び図書館に関する事務とする。
- 3 総合教育部次長(学校給食共同調理場を担当する者に限る。)及びおいしい給食課長の事務 分掌は、学校給食共同調理場に関する事務とする。
- 4 中央図書館長、中央図書館副館長及び中央図書館課長代理の事務分掌は、図書館に関する事務とする。
- 5 学校教育部長及び学校教育部次長の事務分掌は、教育文化センターに関する事務とする。 第4条第6項から第8項までを削る。

(枚方市教育委員会職員職名規則の一部改正)

第3条 枚方市教育委員会職員職名規則(昭和58年枚方市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の」を削る。

(枚方市教育委員会後援規則の一部改正)

第4条 枚方市教育委員会後援規則(平成2年枚方市教育委員会規則第14号)の一部を次のように 改正する。

第2条中「文化又はスポーツ」を「又は文化」に改める。

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正)

第5条 教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年枚方市教育委員会規則第2号)の一部を

次のように改正する。

第2条第1項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を第17号と し、同号の次に次の1号を加える。

18 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第2条第1項各号」を「委員会は、第2条第1項各号」 に改め、同項第1号中「非常勤の職員及び臨時職員」を「特別職の非常勤職員(地方公務員法 (昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。)並びに一般職に 属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時的 に任用された職員」に改め、同項第3号中「非常勤の職員、臨時職員及び」を削る。

(枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則の一部改正)

- 第6条 枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則(平成10年枚方市教育委員会規則第2号)の一部 を次のように改正する。
 - 第2条第2号及び第3号を次のように改める。
 - (2) 枚方市立図書館条例(昭和48年枚方市条例第10号)に定める図書館
 - (3) 枚方市立教育文化センター条例(昭和61年枚方市条例第29号)に定める教育文化センター第2条第4号から第6号までを削る。
 - 第4条第2項中「主幹」の次に「、副主幹」を加える。

第5条第5項中「教育長が定める特命事項及び」を削り、同条中第7項を第8項とし、第6項 を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 副主幹は、所管部長の命を受け、所管部長が指定する事務の執行の調整に当たる。

第7条から第10条までを削り、第11条第7号中「臨時職員」を「短期任用の会計年度任用職員」に改め、同条を第7条とし、第12条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(教育文化センターの事務分掌)

- 第9条 教育文化センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 教育に関する専門的、技術的及び実践的な調査研究に関すること。
 - (2) 教育関係職員の研修に関すること。
 - (3) 施設及び附属設備の使用許可に関すること。
 - (4) 公印の管守に関すること。
 - (5) 教育相談に関すること。
 - (6) 適応指導教室に関すること。
 - (7) 言語障害及び難聴の幼児、児童及び生徒のための機能回復訓練室の提供に関すること。 第13条を第10条とする。

(枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正)

第7条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則(平成15年枚方市教育委員会規則第4号)の 一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

Γ

室 室長、課	理 課長、主幹、係長、主任
--------	---------------

を 「

室	課を置く室	室長	
	課を置かない室	室長、課長代理	課長、主幹、副主幹、係長、主任

に改め、同表課の部課長、課長代理の項中「主幹」の次に「、副主幹」を加える。

第4条第3項中「及び主幹」を「、主幹及び副主幹」に改め、同項の表参事の項及び主幹の項中「教育長が定める特命事項及び」を削り、同表に次のように加える。

副主幹 所属部長の命を受け、所属部長が指定する事務の執行の調整に当たること。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第8条 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成18年枚方市教育委員会規則 第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表社会教育事業の実施に関する事務の項中「産業文化部」を「観光にぎわい部」に改め、同表教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設(学校園及び学校給食共同調理場に係る施設を除く。)に関する事務の項中「学校園」を「学校」に、「市駅周辺等活性化推進部」を「市駅周辺等まち活性化部」に改め、同表市立幼稚園の入園及び退園に関する事務の項中「市立幼稚園の入園及び退園に関する事務」を「市立幼稚園に関する事務(枚方市立学校長に対する事務委任規程(昭和30年枚方市教育委員会規程第4号)第2条各号に規定する事務を除く。)」に、「子ども青少年部」を「副市長及び総務部又は子ども未来部」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(補助執行させる事務を処理する場合における副市長の特例)

- 第3条 副市長は、前条の規定により補助執行する事務(以下「補助執行事務」という。)の処理の状況に関し、教育委員会の会議に報告しなければならない。
- 2 副市長は、教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年枚方市教育委員会規則第2号。 以下「委任規則」という。)第5条の例により、特別職の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。)並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用された職員の任免等の人事(懲戒を除く。)に関することについて専決することができる。この場合において、副市長は、当該専決することができる事項の一部を総務部又は子ども未来部の職員に専決又は代決をさせることができる。
- 3 副市長は、補助執行事務の処理に関し必要があると認めるときは、事前に教育長と協議する ものとする。
- 4 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程(平成10年枚方市教育委員会規程第2号)第15条の規定にかかわらず、副市長は、処理しようとする補助執行事務が委任規則第2条第1項各号に掲げる事項に関するものであるときは、その処理に関し、教育長の決裁を得なければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - (辞令の発令によらない人事異動)
- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の枚方市教育委員会事務局事務分掌規則第 1条に規定する次の表の左欄に掲げる部室課に勤務を命ぜられている者は、特に辞令を発せら れない限り、それぞれ第1条の規定による改正後の枚方市教育委員会事務局事務分掌規則第1 条に規定する同表の右欄に掲げる部室課に勤務を命ぜられたものとみなす。

社会教育部社会教育課	総合教育部教育政策課
総合教育部学校規模調整課	総合教育部学校安全課
学校教育部学務課	学校教育部教育支援推進室
学校教育部児童生徒支援室	学校教育部教育支援推進室
社会教育部放課後子ども課	学校教育部放課後子ども課

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について					
				主	要な改正部分の新旧対照表
新(改正後)			旧(現行)		
[枚方市教育委員会事務局事務分掌規則関係]		[枚方市教育委員会事	務局事務分掌規則関係]		
(部、室及び課の設置)		(部、室及び課の設	:置)		
第1条 枚方市教育委	員会(以下「委員会」とい	う。) の事務局 (以下「事	第1条 枚方市教育委	:員会(以下「委員会」とV	いう。) の事務局 (以下「事
務局」という。)に	、次のとおり部、室及び調	果を置く。	務局」という。)に	、次のとおり部、室及び記	果を置く。
<u>部</u>	<u>室</u>	<u>課</u>	部	<u>室</u>	<u>課</u>
総合教育部		教育政策課	総合教育部		教育政策課
	まなび舎整備室	施設建築課		まなび舎整備室	
		施設設備課			
		施設管理課			
		学校安全課			学校規模調整課
		おいしい給食課			おいしい給食課
学校教育部	教育支援推進室		学校教育部		学務課
		教職員課			教職員課
		教育指導課		児童生徒支援室	
		教育研修課			教育指導課

社会教育部

放課後子ども課

教育研修課

社会教育課

文化財課

放課後子ども課

スポーツ振興課

新(改正後)	旧(現 行)
(総合教育部の事務分掌)	(総合教育部の事務分掌)
第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。	第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。
教育政策課	教育政策課
	(1) 委員会及び部の施策の調整、事務事業の進行管理及び事務改善に関
	<u>すること。</u>
	(2) 部内の事務の所管の調整及び庶務の総括に関すること。
(<u>1)~(4)</u> [略]	<u>(3)∼(6)</u> [略]
	<u>(7)</u> <u>委員会の広報に関すること。</u>
(<u>5)~(23)</u> [略]	<u>(8)~(26)</u> [晒各]
	<u>(27)</u> 学校及び幼稚園(以下「学校園」という。)の情報化に関すること。
<u>(24)</u> [略]	<u>(28)</u> [略]
(a) 社会教育に係る調査研究、企画、立案及び総合調整並びに振興に関	
<u>すること。</u>	
(<u>%</u>) 家庭教育に関すること。	
② 成人教育に関すること。ただし、市長の事務部局の職員に補助執行	
<u>させるものを除く。</u>	
② 子ども・青少年に対する社会教育に関すること。ただし、他の課の	
<u>所管するものを除く。</u>	
<u>倒</u> 社会教育における人権教育に関すること。ただし、市長の事務部局	
の職員に補助執行させるものを除く。	
<u>郷</u> <u>はたちのつどいに関すること。</u>	
(31) 社会教育委員に関すること。	

新(改正後) 旧(現 行)

まなび舎整備室施設建築課

(1) 学校及び幼稚園(以下「学校園」という。)並びに学校給食共同調理場に係る施設(以下「学校園等施設」という。)の新設、改良、保全、災害復旧及び補修に係る工事の設計及び施行に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

まなび舎整備室施設設備課

- (1) 学校園等施設の新設、改良、保全、災害復旧及び補修に係る工事の 設計及び施行(電気設備及び機械設備に係るものに限る。)に関する こと。
- (2) <u>学校園等施設の定期点検の調整(電気設備及び機械設備に係るもの</u>に限る。)に関すること。
- (3) 学校園に係る施設(以下「学校園施設」という。)の整備に係るP FI事業(空調設備に係るものに限る。)に関すること。

まなび舎整備室施設管理課

- (1) 学校園等施設の定期点検の調整に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 学校園等施設の環境整備に関すること。
- (3) 学校園施設の整備計画に関すること。
- (4) 学校園施設に係る国又は大阪府への補助金の申請等に関すること。
- (5) 学校園用地及び学校園関連用地の管理に関すること。

まなび舎整備室

- (1) 学校園施設の管理に関すること。
- (2) 学校園及び学校給食共同調理場に係る施設(以下「学校園等施設」という。)の新設並びに改良工事の計画及び調整に関すること。
- (3) 学校園等施設の新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計並びに施 行に関すること。
- (4) 学校園等施設の定期点検の調整に関すること。
- (5) 学校園等施設の環境整備に関すること。
- (6) 学校園等施設の整備に係るPFI事業に関すること。
- (7) 学校園の整備計画に関すること。
- (8) 学校園施設に係る国又は大阪府への補助金の申請等に関すること。
- (9) 学校園用地及び学校園関連用地の管理に関すること。
- 10 学校園の目的外使用許可に関すること。

	主要な以近部分の利用対照表
新 (改正後)	旧(現 行)
(6) 学校園の目的外使用許可に関すること。 (7) 学校園施設の整備に係るPFI事業に関すること。ただし、他の課 の所管するものを除く。	
学校安全課	学校規模調整課
(1) 学校園の安全(通学路に係るものを含む。)に係る企画、立案及び対	
策に関すること。	
(2) 防災・防犯等の安全教育に関すること。	
<u>(3)</u> 安全指導に関すること。	
(4) 学校管理下における災害共済給付制度に関すること。	
(5) 学校安全に係る家庭、地域、学校等との連携に関すること。	
(6) 学校園施設の警備及び防災に関すること。	
<u>(7)~(12)</u> [略]	<u>(1)~(6)</u> [略]
おいしい給食課	おいしい給食課
[略]	[略]
(24大林 本如 の 主教 八 巻)	(兴林地本如《中华八学)
(学校教育部の事務分掌)	(学校教育部の事務分掌)
第4条 学校教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。	第4条 学校教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。
<u>教育支援推進室</u>	学務課
	(1) 部の施策の調整、事務事業の進行管理及び事務改善に関すること。
(4) (6) [776]	(2) 部内の事務の所管の調整及び庶務の総括に関すること。 (a) (b) 5743
(1) \sim (6) [略]	$(3)\sim(8)$ [略]

新 (改正後)	旧(現 行)
(7) 教育相談に関すること。 (8) 学校教育における人権教育に関すること。 (9) 支援教育に関すること。 (10) 生徒指導に関すること。 (11) 学校いじめ対策審議会に関すること。 (12) 枚方市PTA協議会との連絡調整に関すること。	
教職員課 [略]	教職員課児童生徒支援室(1) 教育相談に関すること。(2) 学校教育における人権教育に関すること。(3) 支援教育に関すること。(4) 生徒指導に関すること。(5) 安全指導に関すること。(6) 学校いじめ対策審議会に関すること。
教育指導課 (1)~(3) [略] (4) 学校園における情報化の推進に関すること。	教育指導課 (1)~(3) [略]
教育研修課	教育研修課

	王要な改正部分の新旧対照表
新(改正後)	旧(現 行)
[略]	[略]
放課後子ども課 (1) 留守家庭児童会室に関すること。 (2) 放課後等における児童の育成支援に関すること。 (3) 児童の放課後対策審議会に関すること。	
(総務担当課)	(社会教育部の事務分掌)
第5条 次の表の左欄に掲げる室又は課は、同表の右欄に掲げる部の総務	第5条 社会教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。
に関する事務を担当するものとする。	社会教育課
室又は課 部	(1) 部の施策の調整、事務事業の進行管理及び事務改善に関すること。
教育政策課 総合教育部	(2) 部内の事務の所管の調整及び庶務の総括に関すること。
教育支援推進室 学校教育部	(3) 社会教育に係る調査研究、企画、立案及び総合調整並びに振興に関
2 前項の部の総務に関する事務を例示すると、おおむね次のとおりとす	<u>すること。</u>
<u>5.</u>	(<u>4</u>) 家庭教育に関すること。
(1) 部における施策の企画及び調整、事務事業の進行管理並びに事務改	(5) 成人教育に関すること。ただし、市長の事務部局の職員に補助執行
<u>善に関すること。</u>	<u>させるものを除く。</u>
(2) 部内の事務の所管の調整に関すること。	(6) 子ども・青少年に対する社会教育に関すること。ただし、他の課の
(3) 部内の予算の調整、経常経費(市長が別に定めるものに限る。)に	<u>所管するものを除く。</u>
係る予算案の作成及び執行状況の把握に関すること。	(7) 社会教育における人権教育に関すること。ただし、市長の事務部局
(4) 部の庶務及び部内の庶務の総括に関すること。_	の職員に補助執行させるものを除く。
	(8) <u>はたちのつどいに関すること。</u>
	(<u>9</u>) 社会教育委員に関すること。

新(改正後)	旧(現 行)
	(10) 児童の放課後対策審議会に関すること。 (11) 枚方市PTA協議会との連絡調整に関すること。
	<u>放課後子ども課</u> (1) 留守家庭児童会室に関すること。
	文化財課 (1) 文化財に係る調査研究に関すること。 (2) 文化財の保存及び活用に関すること。 (3) 文化財に係る普及啓発に関すること。 (4) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。 (5) 市史の編さんに関すること。 (6) 旧田中家鋳物民俗資料館及び枚方宿鍵屋資料館に関すること。 (7) 文化財保護審議会に関すること。
	スポーツ振興課 (1) 社会体育及びスポーツレクリエーションに関すること。 (2) 学校体育施設の開放に関すること。 (3) スポーツ推進委員に関すること。 (4) 野外活動センター、総合スポーツセンター、市民体育館、伊加賀スポーツセンター及びサプリ村野スポーツセンターに関すること。 (5) 東部公園野球場に関すること。 (6) 枚方体育協会に関すること。

新(改正後) 旧(現行)

「教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係」

(事務従事)

は、教育次長、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教 育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。

2 「略]

(職責)

第3条 「略]

2 中央図書館長は総合教育部長の命を受け、中央図書館副館長は中央図 書館長の命を受け、中央図書館課長代理は中央図書館副館長の命を受け、 所管する教育機関を統括するものとする。

(事務分堂)

第4条 「略]

- 2 総合教育部長の事務分掌は、学校給食共同調理場及び図書館に関する 事務とする。
- いしい給食課長の事務分掌は、学校給食共同調理場に関する事務とする。
- 4 中央図書館長、中央図書館副館長及び中央図書館課長代理の事務分掌 は、図書館に関する事務とする。
- 5 学校教育部長及び学校教育部次長の事務分掌は、教育文化センターに 5 社会教育部次長の事務分掌は、旧田中家鋳物民俗資料館、野外活動セ

「教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係」

(事務従事)

第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員|第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員 は、教育次長、総合教育部長、学校教育部長、社会教育部長、総合教育 部次長、学校教育部次長、社会教育部次長、おいしい給食課長、文化財 課長及びスポーツ振興課長の職にある者とする。

2 「略]

(職責)

第3条 「略]

2 中央図書館長は社会教育部長の命を受け、中央図書館副館長は中央図 書館長の命を受け、中央図書館課長代理は中央図書館副館長の命を受け、 所管する教育機関を統括するものとする。

(事務分堂)

第4条 「略]

- 2 総合教育部長、総合教育部次長及びおいしい給食課長の事務分掌は、 学校給食共同調理場に関する事務とする。
- 3 総合教育部次長(学校給食共同調理場を担当する者に限る。)及びお | 3 学校教育部長及び学校教育部次長の事務分掌は、教育文化センターに 関する事務とする。
 - 4 社会教育部長の事務分掌は、旧田中家鋳物民俗資料館、野外活動セン ター、サプリ村野スポーツセンター及び図書館に関する事務とする。

	土安は以正部分の利用対思な
新(改正後)	旧(現 行)
関する事務とする。	
[枚方市教育委員会職員職名規則関係]	[枚方市教育委員会職員職名規則関係]
(目的) 第1条 この規則は、教育委員会の職員(校長、園長及び教員を除く。以下「職員」という。)の職名に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、教育委員会の <u>一般職の</u> 職員(校長、園長及び教員を除く。以下「職員」という。)の職名に関し必要な事項を定めることを目的とする。
[枚方市教育委員会後援規則関係]	[枚方市教育委員会後援規則関係]
(後援の対象事業) 第2条 教育、学術、芸術 <u>又は文化</u> (以下「教育等」という。)の振興に 寄与する事業は、委員会の後援を受けることができる。 [教育長に委任する事務等に関する規則関係]	(後援の対象事業) 第2条 教育、学術、芸術 <u>文化又はスポーツ</u> (以下「教育等」という。) の振興に寄与する事業は、委員会の後援を受けることができる。 [教育長に委任する事務等に関する規則関係]

新(改正後) 旧(現行)

(事務の委任)

第2条 委員会は、別に定めるものを除くほか、次に掲げる事項を除き、 その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)~(14) 「略]

(15)~(17) 「略]

(18) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

2 「略]

(教育長等の専決事項)

- 第5条 委員会は、第2条第1項各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事 | 第5条 第2条第1項各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事項について 項については、教育長に専決させることができる。
 - (1) 事務局等の職員(府費負担教職員を除く。)のうち、特別職の非常 勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に 規定する職にある者に限る。)並びに一般職に属する者のうち常時勤 務を要しない職を占める者(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨 時的に任用された職員の任免等の人事(懲戒を除く。)を行うこと。
 - (2) 「略]
 - (3) 事務局等の職員(府費負担教職員を除く。)の長期の休養に伴う休 職処分を行うこと。
- 2 「略]

「枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則関係]

(事務の委任)

第2条 委員会は、別に定めるものを除くほか、次に掲げる事項を除き、 その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)~(14) 「略]

(15) 枚方市指定文化財の指定及び指定の解除に関すること。

(16)~(18) 「略]

2 「略]

(教育長等の専決事項)

- は、教育長に専決させることができる。
- (1) 事務局等の職員(府費負担教職員を除く。)のうち、非常勤の職員 及び臨時職員の任免等の人事(懲戒を除く。)を行うこと。

- (2) 「略]
- (3) 事務局等の職員(非常勤の職員、臨時職員及び府費負担教職員を除 く。) の長期の休養に伴う休職処分を行うこと。
- 2 「略]

「枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則関係」

	工文、公、工即为、少利田内、小人
新(改正後)	旧(現 行)
(教育機関) 第2条 この規則に定める教育機関は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 枚方市立図書館条例(昭和48年枚方市条例第10号)に定める図書館 (3) 枚方市立教育文化センター条例(昭和61年枚方市条例第29号)に定 める教育文化センター	(教育機関) 第2条 この規則に定める教育機関は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 枚方市立教育文化センター条例(昭和61年枚方市条例第29号)に定める教育文化センター (3) 枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館条例(昭和59年枚方市条例第26号)に定める旧田中家鋳物民俗資料館 (4) 枚方市野外活動センター条例(平成4年枚方市条例第20号)に定める野外活動センター (5) 枚方市立サプリ村野スポーツセンター条例(平成24年枚方市条例第27号)に定めるサプリ村野スポーツセンター (6) 枚方市立図書館条例(昭和48年枚方市条例第10号)に定める図書館
(補助職制) 第4条 [略] 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、図書館に主幹 <u>、副主幹</u> 、 係長及び主任を置くことがある。 (職務権限) 第5条 [略] 2~4 [略] 5 主幹は、所管部長の命を受け、所管部長が指定する担当事務の執行に 当たる。	(補助職制) 第4条 [略] 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、図書館に主幹、係長及び主任を置くことがある。 (職務権限) 第5条 [略] 2~4 [略] 5 主幹は、所管部長の命を受け、教育長が定める特命事項及び所管部長が指定する担当事務の執行に当たる。

新(改正後)	旧(現 行)
が (以上次)	IH (% 11)
6 副主幹は、所管部長の命を受け、所管部長が指定する事務の執行の調	
<u>整に当たる。</u>	
<u>7・8</u> [略]	<u>6・7</u> [略]
(中央図書館の事務分掌)	
第7条 中央図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。	
(1) 図書館サービスに係る企画及び統計に関すること。	
(2) 図書館相互の連絡調整その他図書館の庶務の総括に関すること。	
(3) 図書館資料の購入に係る契約に関すること。	
(4) 地域の読書活動の援助に関すること。	
(5) 図書館及び類縁機関との相互協力及び連絡調整に関すること。	
(6) 電子計算組織に関すること。	
(7) 図書館業務応援に係る短期任用の会計年度任用職員の年間雇用計画	
を策定すること。	
(8) 自動車文庫の運営に関すること。	
(図書館共通の事務分掌)	
第8条 図書館が共通して分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。	
(1) 教育と文化の発展に係る図書館事業の実施に関すること。	
(2) 読書案内及びレフアレンスに関すること。	
(3) 図書館資料の選択、貸出し、受入れ、整理、修理、保存及び除籍に	
関すること。	
(4) 図書館資料の寄贈に関すること。	
(<u>5</u>) 車両の維持管理に関すること。	

	主要な改正部分の新旧対照表
新(改正後)	旧(現 行)
(教育文化センターの事務分掌) 第9条 教育文化センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。	<u>(教育文化センターの事務分掌)</u> 第7条 教育文化センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
(1) 教育に関する専門的、技術的及び実践的な調査研究に関すること。	(1) 教育に関する専門的、技術的及び実践的な調査研究に関すること。
(2) 教育関係職員の研修に関すること。	(2) 教育関係職員の研修に関すること。
(3) 施設及び附属設備の使用許可に関すること。	(3) 施設及び附属設備の使用許可に関すること。
(4) 公印の管守に関すること。	(4) 公印の管守に関すること。
(5) 教育相談に関すること。	(5) 教育相談に関すること。
(6) 適応指導教室に関すること。	(6) 適応指導教室に関すること。
(7) 言語障害及び難聴の幼児、児童及び生徒のための機能回復訓練室の	<u>(7)</u> 言語障害及び難聴の幼児、児童及び生徒のための機能回復訓練室の
提供に関すること。	提供に関すること。
	(旧田中家鋳物民俗資料館の事務分掌)
	第8条 旧田中家鋳物民俗資料館の分掌する事務は、おおむね次のとおり
	<u>とする。</u>
	(1) 施設及び附属設備の使用許可に関すること。
	(2) 鋳物その他の民俗文化財に関する資料(以下「鋳物民俗資料」とい
	う。) の収集及び保存並びに鋳物民俗資料に関する調査研究に関する
	<u>こと。</u>
	(3) 鋳物民俗資料及び鋳物民俗資料に関する調査研究の成果の展示及び
	閲覧に関すること。
	(4) 民俗工芸品の制作に係る体験講座の開催その他民俗工芸に係る活動
	<u>の支援に関すること。</u>
	(5) 資料館の施設及び附属設備を民俗工芸品の制作活動の用に供するこ
	<u> と。</u>

	工安体吸血的力學利用利思及
新(改正後)	旧(現 行)
	(野外活動センターの事務分掌)
	第9条 野外活動センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
	(1) 施設及び附属設備の使用許可に関すること。
	(2) 野外学習、天体学習及びスポーツ・レクリエーション活動の振興に
	係る事業の実施に関すること。
	(サプリ村野スポーツセンターの事務分掌)
	第10条 サプリ村野スポーツセンターの分掌する事務は、おおむね次のと
	<u>おりとする。</u>
	(1) 施設及び附属設備の使用許可に関すること。
	(2) スポーツ教室の開催その他スポーツの普及に係る事業の実施に関す
	<u>ること。</u>
	(中央図書館の事務分掌)_
	第11条 中央図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
	(1) 図書館サービスに係る企画及び統計に関すること。
	(2) 図書館相互の連絡調整その他図書館の庶務の総括に関すること。
	(3) 図書館資料の購入に係る契約に関すること。
	(4) 地域の読書活動の援助に関すること。
	(5) 図書館及び類縁機関との相互協力及び連絡調整に関すること。
	(6) <u>電子計算組織に関すること。</u>
	(7) 図書館業務応援に係る臨時職員の年間雇用計画を策定すること。
	(8) 自動車文庫の運営に関すること。
	(図書館共通の事務分掌)
	第12条 図書館が共通して分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

新 (改正後)		旧(現 行)				
<u>第10</u> [林 第 3	(職の設置)	・事務局の職制に関 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	する規則関係]	(2) 読書案内及 (3) 図書館資料 関すること。 (4) 図書館資料 (5) 車両の維持 (共通事務) 第13条 [略] [枚方市教育委員 (職の設置)	びレフアレンスに関 トの選択、貸出し、登 トの寄贈に関すること。 でで理に関すること。	受入れ、整理、修理、保存及び除籍に : 。_
	区分	置く職	置くことができる職	区分	置く職	置くことができる職
事務	 务局		教育次長	事務局		教育次長
部		部長、部次長	参事、副参事	部	部長、部次長	参事、副参事
<u>室</u>	課を置く室	室長		室	室長、課長代理	課長、主幹、係長、主任
	課を置かなV <u>室</u>	室長、課長代理	課長、主幹、副主幹、係長、主任			
課		課長、課長代理	主幹、副主幹、係長、主任	課	課長、課長代理	主幹、係長、主任
	3 [略] (職務)			2・3 [略] (職務)		

第4条 [略]

- 2 [略]
- 3 参事、副参事、主幹及び副主幹の職にある者の職務は、おおむね次の 3 参事、副参事及び主幹の職にある者の職務は、おおむね次の表のとお 表のとおりとする。

新(改正後)

区分	職務
参事	所属部長の命を受け、所属部長が指定する担当事務の執行
	に当たること。
副参事	所属部長の命を受け、所属部長が指定する事務の執行の調
	整に当たること。
主幹	所属部長の命を受け、所属部長が指定する担当事務の執行
	に当たること。
副主幹	所属部長の命を受け、所属部長が指定する事務の執行の調
	整に当たること。

[教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則関係]

第2条 [略]

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	観光にぎわい部に属する職員
教育委員会の管理に属する教育機関に	都市整備部又は <u>市駅周辺等まち活</u>
係る施設(<u>学校</u> 及び学校給食共同調理	<u>性化部</u> に属する職員
場に係る施設を除く。)に関する事務	

旧(現 行)

第4条 [略]

- 2 [略]
- りとする。

区分	職務
参事	所属部長の命を受け、 <u>教育長が定める特命事項及び</u> 所属部
	長が指定する担当事務の執行に当たること。
副参事	所属部長の命を受け、所属部長が指定する事務の執行の調
	整に当たること。
主幹	所属部長の命を受け、 <u>教育長が定める特命事項及び</u> 所属部
	長が指定する担当事務の執行に当たること。

[教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則関係]

第2条 「略]

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	産業文化部に属する職員
教育委員会の管理に属する教育機関に	都市整備部又は <u>市駅周辺等活性化</u>
係る施設(<u>学校園</u> 及び学校給食共同調	<u>推進部</u> に属する職員
理場に係る施設を除く。)に関する事	

新(改正後)	旧(現 行)
市立幼稚園に関する事務(枚方市立学副市長及び総務部又は子ども未来 校長に対する事務委任規程(昭和30年部に属する職員 枚方市教育委員会規程第4号)第2条 各号に規定する事務を除く。)	務 市立幼稚園の入園及び退園に関する事子ども青少年部に属する職員 務

(補助執行させる事務を処理する場合における副市長の特例)

- 第3条 副市長は、前条の規定により補助執行する事務(以下「補助執行事務」という。)の処理の状況に関し、教育委員会の会議に報告しなければならない。
- 2 副市長は、教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年枚方市教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。)第5条の例により、特別職の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。)並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用された職員の任免等の人事(懲戒を除く。)に関することについて専決することができる。この場合において、副市長は、当該専決することができる事項の一部を総務部又は子ども未来部の職員に専決又は代決をさせることができる。
- 3 <u>副市長は、補助執行事務の処理に関し必要があると認めるときは、</u> 事前に教育長と協議するものとする。
- 4 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程(平成 10 年枚方市教育委員会規程第2号)第15条の規定にかかわらず、副市長は、処理しようとする補助執行事務が委任規則第2条第1項各号に掲げる事項に関

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧(現 行)
<u>するものであるときは、その処理に関し、教育長の決裁を得なければならない。</u>	